

## 平成31年度八王子市農業委員会第3回総会会議録

- 1 開催年月日 令和元年6月27日 木曜日
- 2 開催場所 八王子市役所 議会棟 全員協議会室
- 3 開催時間 午後2時00分 から 午後4時15分 まで
- 4 出席委員 (22名)

### 農業委員会委員

- |               |              |
|---------------|--------------|
| 1 番 米 津 元 一   | 2 番 熊 澤 治 彦  |
| 3 番 青 柳 有 希 子 | 4 番 中 西 伸 夫  |
| 5 番 原 島 元 義   | 6 番 有 竹 満 次  |
| 7 番 小 林 裕 恵   | 8 番 菱 山 史 郎  |
| 9 番 坂 本 真 一   | 10 番 田 中 政 博 |
| 11 番 村 松 徹    | 12 番 峰 尾 達 雄 |
| 13 番 山 田 正    | 14 番 門 倉 豊   |

### 農地利用最適化推進委員

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 15 番 内 藤 廣 行 | 16 番 田 中 和 敏 |
| 17 番 内 田 茂   | 18 番 福 田 一 訓 |
| 19 番 三 上 正 治 | 20 番 町 田 裕 通 |
| 21 番 石 川 研   | 22 番 井 上 正 芳 |

### 5 事務局職員出席者

- |              |             |
|--------------|-------------|
| 事務局長 山 崎 光 嘉 | 課 長 音 村 昭 人 |
| 主 査 上 原 裕 之  | 主 査 黒 田 康 雄 |
| 主 事 萩 原 健 太  | 主 事 嶋 崎 菜 緒 |

平成31年度（2019年度）  
八王子市農業委員会 第3回総会 議題

（令和元年6月27日）

【専決処分案件】

- 第1 市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について
- 第2 市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について
- 第3 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について
- 第4 非農地証明の願出について
- 第5 相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について

【審議案件】

- 第6 農地の権利移動許可について
- 第7 調整区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の許可について
- 第8 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第9 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第10 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第11 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第12 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第13 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 第14 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 第15 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 第16 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 第17 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について

第 18 生産緑地地区追加指定申請地の農地等の認定について

**【報告案件】**

第 19 農地の権利取得の届出について

第 20 相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について

**【審議案件】**

第 21 農地法の適用を受けない土地であることの証明について

《午後2時00分開会》

議長 ただいまから、平成31年度八王子市農業委員会第3回総会を開会します。なお、本日、農業委員及び推進委員に欠席はございません。農業委員定数14名のうち、半数以上が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は有効に成立しております。また、農業委員会等に関する法律第30条第1項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思っております。第1及び第2については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。事務局より報告願います。

事務局

第1「市街化区域内農地の権利の移動を伴わない転用の届出について」  
5月1日から5月31日までの届出分（11件）  
第2「市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用の届出について」  
5月1日から5月31日までの届出分（19件）を報告。

議長

報告は終わりました。第1・第2についてご質問はありますか。質問なしと認め、進行します。  
第3「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第3「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を報告。  
（1件）

議長

報告は終わりました。第3についてご質問はありますか。

農業委員

昭和46年に農地転用届出が出ているということですが、どうして地目変更の手続きが今になったのでしょうか。

事務局

地目変更登記をするには手数料がかかるため、後になって行う方がいらっしゃるようです。

議長

ほかに質問はございませんか。質問なしと認め、進行します。

第4「非農地証明の願出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第4「非農地証明の願出について」を報告。（1件）

議長

報告は終わりました。第4についてご質問はありませんか。

農業委員

この20年間、市は当事者に指導をしていなかったのですか。

事務局

今回の願出地は市街化調整区域で許可なく開発や建築行為を行うことができない場所であり、市が指導をしなければいけませんでした。

農業委員

今後は調査をしていくのでしょうか。

事務局

農業委員会委員、農地利用最適化推進委員の協力が得られれば、調査していきたいと思います。

議長

ほかに質問はございませんか。

農業委員

今回の願出は市の働きかけの結果ではなく、土地所有者が直接的な話なのです。

事務局

そのとおりです。当該地は法人が書籍置場として利用していました。実はその法人から農業に参入したいという相談を受けていて、その相談過程で当該地の話が出ました。

議長

ほかに質問はございませんか。質問なしと認め、進行します。

第5「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第5「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告。（2件）

議長

報告は終わりました。第5についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。

第6「農地の権利移動許可について」を議題にします。

なお、本件については、農地利用最適化推進委員が農地を譲り受ける当事者の案件でございます。農業委員会に関する法律第31条の規定

では、「自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とされています。農地利用最適化推進委員は議事に参与することができませんので、一時退席をお願いいたします。事務局より説明願います。

事務局

第6「農地の権利移動許可について」

譲受人は大和田町六丁目に在住。譲渡人は八王子市。

申請地は大和田町六丁目にある土地1筆、登記簿地目は畑、現況は畑。

面積は9.36㎡。

譲受人の経営地は合計4,875.59㎡、従事日数は300日。

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員

それでは、ご報告いたします。6月14日、事務局職員とともに当該農地の調査を行いました。また、譲受人から、今後の営農計画について聞き取りを行いました。今回、申請があった農地は、八王子市が管理するいわゆる赤道で、道としての機能を有していないことから隣接する生産緑地で農業経営を営む譲受人に払下げしようとするものです。現地を確認したところ、譲受人が耕作する隣接の梅林と一体となって管理されていました。また、申請地は住宅が密集しており、農地は譲受人の梅林以外ありませんでした。梅林は下草を刈るなどし、手入れが行き届いていました。ここで収穫したウメは近隣住民から注文を受け、販売しているとのことでした。ご本人のほか、妻と母も農業経営に携わっているので、今後も農地として耕作をしていくことに問題はないかと思います。報告は以上です。

議長

質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第6については、これを許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、許可することに決定しました。それでは、推進委員の入室をお願いいたします。

第7「調整区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の許可について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第7「調整区域内農地の権利の移動を伴う転用の許可について」

譲受人の所在地は元横山町二丁目にある法人。譲渡人は大和田町六丁目に在住。

申請地は上恩方町にある土地2筆、登記簿地目は畑、面積は713㎡。農地の区分は第2種農地。事業計画は貯木場。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員

それではご報告します。6月17日、農業委員及び事務局とともに現地調査を行いました。今回の譲受人である法人の社長や社員の方もいらしていました。今回の転用計画は、陣馬街道沿いの空き家を買取った林業を営む法人が隣接する荒廃農地を整地し、貯木場にしようというものです。申請地は南向きの斜面地で、雑草や雑木が繁茂していました。特に、一部の農地の北側には山林が迫っており、踏み込むのもやっとの状態でした。譲受人の法人は、未来の子供たちに美しい森を残したいと、人工林の手入れ・間伐の事業を主軸として、平成28年に設立しました。現在は、東京都の補助事業で間伐や作業道の整備を行うかたわら、市民向けに皮むきや森の手入れなどの体験も行っているそうです。今回の転用に当たって、7ページにあるような貯木場にするそうです。6ページの写真①でも確認できますが、土地の1筆には屋根付きのガレージがあります。建築確認が必要な建築物に該当するということで、速やかに屋根を撤去したいと言っていました。空き家が増える中、この空き家に社長が自ら住んで林業経営に従事しようというのは非常に頼もしいことです。農地が減るとするのは残念なこ

とではありますが、斜面地で農地も荒廃していますので、今回の転用はやむを得ないのではないかと思います。報告は以上です。

議 長 質問・意見はありませんか。

農業委員 資料の3ページの「6農地以外の土地の利用見込み」ですが、意見決定の理由に「古民家部分については、林業従事者の「居宅として一体的に利用することとしている」とありますが、これは林業従事者がこの古民家に住むということですか。

事務局 そのとおりです。

農業委員 わかりました。当該地には木がたくさん生えていますが、今後これを伐採して転用するということですか。

事務局 そのとおりです。

農業委員 わかりました。今後、譲受人はどのような経営をしていくのでしょうか。

事務局 法人は市民に森林の魅力や楽しさを伝える活動をしています。今後は販売活動も視野に入れているのではないかと思います。

議 長 ほかに質問ございませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第7については、これを東京都へ送付することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、送付することに決定しました。

第8「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第11「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」

貸し手①について、住所は小比企町、設定する土地は小比企町の土地11筆、計3,331㎡。利用権の種類は「賃借権」、期間は1年間。



貸し手②について、住所は小比企町、設定する土地は小比企町の土地 3 筆、729 m<sup>2</sup>。利用権の種類は「賃借権」、期間は 1 年間。

借り手について、住所は大和田町六丁目、利用権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積は 4,060 m<sup>2</sup>。主たる経営作物は露地野菜、果樹、農業従事者は 1 人、農作業従事日数は年間 250 日。

議長

説明は終わりました。続きまして、私が担当委員として調査報告をしたいと思います。

6 月 11 日、農業委員、推進委員、事務局及び農林課の担当職員とともに現地調査を行いました。昨年の調査時は、作付けはあるものの、あまり熱心に農業経営に携わっているようには見えませんでした。しかし、今回は見違えるほどに手入れが行き届いていました。借り手はこれまで副業として福祉施設で働いており農業経営との両立が難しかったそうですが、福祉施設は 3 月末で辞めたため、現在は農業経営に集中できているとのことでした。イチジクがメインとなりますが、買い取ってくれる飲食店があるため、現在はリクエストに応じて多品目の野菜を栽培しているそうです。これまでは、農業に対する思いはあるものの、作物の生産に結びついていないところがありました。この先の 1 年、着実に計画を実行し、農業への思いを農業生産に結びつけてもらいたいと、地区の農業委員として期待しながら、引き続き見守って行きたいと思います。報告は以上です。

質問・意見はありませんか。

農業委員

借り手は当該地を一人で管理していくのですか。

事務局

そのとおりです。

農業委員

今後、どのように農業委員会は関わっていくのですか。

事務局 地区担当委員が農業に関して指導しています。実は前は5年間の営農計画を提出してもらいましたが、農業に対する熱意が感じられなかったため、今回は1年間の営農計画を提出させました。

議長 ほかにございませんでしょうか。

農業委員 賃料が1年で13,000円とありますが、これは妥当なんでしょうか。

事務局 妥当です。

議長 ほかにございませんでしょうか。

農業委員 損益算出表が1年分しかありませんが、今後の農業経営が成立するのでしょうか。

事務局 通常であれば就農して5年もすれば農業で生計が立てられるようになります。しかし、今回の借り手に関しては就農して6、7年経ちますが、1年間の計画を作るのにも精一杯なので今後、農業経営が成立するのかは何ともいえないです。

農業委員 分かりました。

議長 ほかにございませんでしょうか。ございませんので、進行します。お諮りします。第8については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第9「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第9「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」

貸し手について、住所は下恩方町、利用権を設定する土地は下恩方町の土地1筆、653㎡。利用権の種類は「所有権」。

借り手について、所在は大楽寺町、利用権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積は 653 ㎡。主たる経営作物は養鶏、シイタケ、農業従事者は 3 人、農作業従事日数は年間 365 日。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員 6 月 14 日、事務局及び農林課の担当職員とともに現地調査を行いました。今回は、昨年 1 年間借り受けた畑で、今回所有権の移転を受けようとする 1 筆と、5 年間の借り受けを希望している 4 筆の畑です。当該地は、ビニールハウスの中で養鶏と菌床のシイタケを栽培していました。北は山林に、東は手付かずの荒廃農地に接しています。イノシシの通り道があるようで、鶏が怯えてタマゴの生みが悪いことがあると嘆いていました。仕方なく隣接地の草刈りも買って出ているとのことでした。ここは昨年 1 年間は使用貸借で借りた筆ですが、所有者からとにかく買ってもらいたいと強く求められたそうです。4 筆は栗林でしたが、手入れが行き届かない状態のまま雑木も多く生えていました。今後は使えるクリは活かしながら、日陰部分で原木シイタケを栽培したいとのことでした。借り手は、この地区で好意的に受け入れられているようです。過去に圃場整備を行った地区ですが、荒廃した農地が多く見られます。今回の借り手のようにガッツのある方が農地として維持してくれれば非常にありがたいと思います。報告は以上です。

議長 質問・意見はありませんか。

農業委員 資料の 18 ページにある経費の数値と追加資料の損益計画書の数値が一致しないのですが、これは何故ですか。

事務局 資料の 18 ページにある数値は就農時のものです。追加資料は最新の数値ですので、一致しません。

農業委員 分かりました。この方は養鶏を行うとのことですが、経費が抑えられているのは、すでに飼っているニワトリを使用するからでしょうか。

事務局 その通りです。

農業委員 そうなると、上手く行けば経営規模がさらに大きくなるということですか。

事務局 そのとおりです。

議長 ほかにありませんか。

農業委員 資料の 11 ページにある経営計画書は新規就農者は全員提出するものなのですか。

事務局 東京都で新規就農する方は農家の元で研修を受け、その後、どのような農業経営を行っていくのか計画書を作成してもらっています。その計画書が資料の 11 ページにあるものです。新規就農する皆さんに書いてもらっています。

農業委員 この計画書を作成して提出したことによって補助金等が受けられるのでしょうか。

事務局 その後、認定新規就農者や認定農業者になれば給付金制度を受けることができます。

議長 ほかに質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第 9 については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第 10「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第 10「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」

買取申出生産緑地は川口町の土地 7 筆、6,389 m<sup>2</sup>。

買取申出事由の生じた者について、住所は宮城県仙台市、申出者との続柄は「父」、申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は平成 30 年 11 月 27 日。年齢は 83 歳、年間従事日数は 300 日。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

推進委員 それではご報告いたします。6月13日、事務局と当該生産緑地を確認しました。通常であれば願出者から直接お話を伺うところですが、仙台市にお住まいということで、立ち会っていただけませんでした。事務局が電話で聞き取ったところによると願出者の父は、両親の手伝いから農業に携わるようになり、当該生産緑地では野菜全般を栽培し、青果市場に出荷してきたそうです。10年前まで農作業に従事してきましたが、脳梗塞を発症し、同じ時期に妻を脳溢血で亡くしたことから、身体的・精神的なダメージが大きく、うつ状態で、農業ができなくなったそうです。以降、畑に立つことはなく、草刈りを業者に任せ、昨年83歳で亡くなったとのことでした。今回確認した生産緑地は全て草刈りが済んでいました。しかし、長年耕作していないため、土は固く締まり、せつかくの農地が非常に残念な状態でした。実は、この生産緑地については、ここ数年、管理が行き届かなかったことで近隣住民から苦情が出ていました。町会から要請を受け、事務局に連絡を取ってもらったこともあります。確かに、昔は農業経営をされていたようです。しかし、ここ10年は農業従事者が不在だったのではないかと思います。農業ができないのなら、故障で生産緑地を解除することもできたはずですが。今回の調査では、願出者から直接お話を伺えず、農業ができなくなってからの経緯が把握できませんでした。耕作せず、管理がおろそかな時期があったとしても、主たる従事者証明を出すべきか、あるいは、証明しないという判断をするべきか、非常に迷っています。そこで、提案なのですが、本日は審議を継続にして、農業ができなくなって以降の当該生産緑地への関わりについて、今一

度聞き取り調査を行い、その結果をもって、次回の総会で農業委員会としての結論を出していただきたいと思います。報告は以上です。

議長 貴重なご意見ありがとうございました。今回は疑義のある案件ということになります。この件について事務局から何かありますか。

事務局 担当委員からもあったように10年も農業従事者が不在であったというのは前例がありません。また、その10年間にどのようなことがあったのかを判断するには情報が不足しています。よって、願出者からさらに詳しく聞き取り調査を行い、10年間の状況を確認し、次回の総会で再度審議したいと思います。

議長 分かりました。この案件は疑義ありということで継続審議にしたいと思います。よろしくお願いします。

質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。

第11「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第11「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」

買取申出生産緑地は東中野の土地4筆、1,833㎡。

買取申出事由の生じた者について、住所は東中野、申出者との続柄は「本人」、申出事由は「故障」、申出事由の生じた日は令和元年5月13日。年齢は84歳、年間従事日数は300日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

17番

それでは、ご報告いたします。6月14日、事務局と当該生産緑地を確認するとともに、願出者とその妻、息子から話を伺いました。願出者は専業農家で、父のもとで農業に従事しはじめ、学校卒業後から長年に渡り農業経営を続けてきました。畑ではダイコン、ネギ、ジャガイモ等の季節の野菜を栽培し、収穫した野菜は庭先販売するほか、自家消費をしていました。願出者は、平成15年に脳梗塞を発症し、後

遺症により歩行や運動能力の低下がみられましたが、農作業に大きな支障はないため、その後も引き続き畑に通っていました。平成20年には肺がんを患ったことで、片方の肺を2/3ほど切除することになりました。その後、心肺機能が低下しましたが、草刈等の可能な限りの農作業に従事してきました。平成30年8月に脳梗塞が再発し、1か月ほど検査入院することとなりました。退院後は体力の低下が著しく、自宅内でも伝い歩きがやっとできる状態となりました。シルバーカー（電動カート）を使用しないと一人で外出することができず、言語障害もあるため、現在は週2回デイサービスに通っており、農作業に従事することは困難な状況です。また、妻も右足の動きが悪く、杖がないと自立歩行が困難な状況です。当該地は、野菜を栽培する畑として管理してきました。自宅近くの筆については妻が最低限の管理をしてきましたが、その他の3筆については全体的に雑草が伸びている状態でありました。今回の調査において、願出者が、この生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認しました。報告は以上です。

議長 質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第11については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。

したがって、証明することに決定しました。

第12「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第12「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」

買取申出生産緑地は宇津木町の土地4筆、2,593㎡。

買取申出事由の生じた者について、住所は宇津木町、申出者との続柄は

「父」、申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は令和元年5月21

日。年齢は94歳、年間従事日数は300日。

議 長 続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

推進委員 それではご報告いたします。6月14日、事務局と当該生産緑地を確認するとともに、願出者にお話を伺いました。願出者の父は、親の手伝いから農業に携わるようになり、当該地においてキュウリ、トマト、ナス、サトイモ、ハクサイ、ダイコンを栽培してきました。収穫した野菜は福生市の市場へ出荷するほか、自家消費してきました。80歳頃までは元気に農作業に従事してきましたが、その後は認知症を患い、ご自身一人では農作業が困難となり、願出者である息子の手を借りながら当該生産緑地を維持してきました。数年前に入院してからは、体力が徐々に衰え、今年94歳で亡くなりました。今回の調査において、お元気だったころは、この生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認しました。報告は以上です。

議 長 質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第12については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。なお、この案件のように生産緑地の主たる従事者証明が出されたのち、買い取りの申出をされた土地は、農業者が優先して取得できます。ほしいという方がいらっしゃいましたら、委員の皆さんあつ旋して下さい。事務局で対応いたします。

第13「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第13「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」

被相続人について、住所は加住町一丁目、耕作面積は41,071.12㎡。相続開始年月日は平成30年10月26日。



相続人について、住所は加住町一丁目、年齢 71 歳、被相続人との続柄は「長男」。相続開始前の農耕従事実績有り、農業経営の開始年月日は昭和 41 年 4 月 1 日。

適用を受けようとする農地は加住町一丁目、宮下町にある土地 27 筆、合計 8,668 m<sup>2</sup>。生産緑地。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

推進委員 それではご報告いたします。6月17日、事務局と農地を確認するとともに、願出者からお話を伺いました。納税猶予の適用を受けようとする加住町一丁目、宮下町の農地は全て生産緑地の指定で、自宅の北側に位置する生産緑地ではジャカイモ、サツマイモ、サトイモ、キュウリ、ナス、ピーマン、ピーナッツが栽培され、宮下町の実産緑地ではトウモロコシを栽培するほか、水田としても利用していました。収穫した野菜は自家消費するほか、道の駅へ出荷したり、妻が経営するお店の食材として使用しているとのことでした。また、トウモロコシに関してはご自身の牧場の牛のエサにもしているとのことでした。願出者は18歳で就農し、今後も農業経営を続けていくとのことでした。前農地利用最適化推進委員でもあり、農業技術や農業知識に関しては問題ないので、納税猶予を受ける適格者としてふさわしいのではないかと思います。報告は以上です。

議長 質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第13については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。

したがって、証明することに決定しました。

第 14「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第 14「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」

被相続人について、住所は加住町一丁目、耕作面積は 10,532 m<sup>2</sup>。相続開始年月日は平成 30 年 8 月 9 日。

相続人について、住所は加住町一丁目、年齢 63 歳、被相続人との続柄は「長男」。相続開始前の農耕従事実績有り、農業経営の開始年月日は昭和 56 年 4 月 1 日。

適用を受けようとする農地は丹木町三丁目、加住町一丁目、宮下町にある土地 24 筆、合計 10,532 m<sup>2</sup>。生産緑地。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

推進委員

それではご報告いたします。6 月 17 日、事務局と農地を確認するとともに、願出者からお話を伺いました。納税猶予の適用を受けようとする丹木町三丁目、加住町一丁目、宮下町の農地は全て生産緑地の指定で、自宅の南側に位置する生産緑地ではキュウリ、ミニトマト、クウシンサイ、サニーレタスをはじめとする多品目の野菜が栽培されていました。宮下町の実産緑地ではナス、キャベツ、ブロッコリー、カボチャが栽培され、クリの木も植わってました。丹木町三丁目の生産緑地には作付けはないものの、全体的に耕うんが行き届いてました。冬になるとハウレンソウやネギ、イモ類を栽培するそうです。収穫した野菜は道の駅やスーパー、直売所へ出荷しているとのことでした。願出者は小さい頃から両親を手伝う形で長年、農業に携わってきています。今後も農業経営を続けていくとのことなので、納税猶予を受ける適格者として問題ないかと思ひます。報告は以上です。

議長

質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第 14 については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。

第 15「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」と第 16「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」は関連する議題ですので、一括で審議します。事務局より説明願います。

事務局

第 15「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」

被相続人について、住所は式分方町、耕作面積は 11,183.77 m<sup>2</sup>。相続開始年月日は平成 30 年 10 月 16 日。

相続人について、住所は式分方町、年齢 85 歳、被相続人との続柄は「妻」。

相続開始前の農耕従事実績有り、農業経営の開始年月日は昭和 30 年 1 月 13 日。

適用を受けようとする農地は式分方町にある土地 11 筆、合計 5,676 m<sup>2</sup>。生産緑地。

第 16「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」

被相続人について、住所は式分方町、耕作面積は 11,183.77 m<sup>2</sup>。相続開始年月日は平成 30 年 10 月 16 日。

相続人について、住所は式分方町、年齢 57 歳、被相続人との続柄は「長男」。相続開始前の農耕従事実績有り、農業経営の開始年月日は昭和 60 年 4 月 1 日。

適用を受けようとする農地は式分方町にある土地 4 筆、合計 2,798.77 m<sup>2</sup>。生産緑地。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いいたします。

農業委員 それでは地区の担当委員として報告します。まずは第 15 について報告します。6 月 14 日、事務局と対象の農地を確認するとともに、願出者から話をうかがいました。今回、納税猶予の適用を受けようとする農地は、全て生産緑地で、自宅の東側と西側及び南側に隣接していてカボチャ、トウモロコシ、ネギなどが作付され、作付がされていない筆は耕うんされていました。一部の筆は、特定農地貸付法に基づく市民農園として開設されていました。収穫物は、主に自家消費のほか直売しているそうです。願出者は、現在長男と長男の妻と共に農作業に従事しているとのことでした。長年農業経営を続けてきた方であり、納税猶予を受ける適格者として問題ないかと思えます。

続いて第 16 について報告します。6 月 14 日、事務局と対象の農地を確認するとともに、願出者から話をうかがいました。今回、納税猶予の適用を受けようとする農地は、全て生産緑地で、自宅の南側に隣接しています。一部は田圃として管理されており、田植えを終え苗の植え付けがされていました。もう一部は畑として管理されておりジャガイモやニンジンが作付けされていました。収穫物は、主に自家消費のほか直売しているそうです。願出者は、現在母と妻とで従事しているとのことでした。長年農業経営を続けてきた方であり、納税猶予を受ける適格者として問題ないかと思えます。報告は以上です。

議 長 質問・意見はありませんか。

農業委員 今回願出のあった土地は所有者が本人使用しているのですか。それとも貸借関係のある別の方が使用しているのですか。

事務局 所有者本人が使用しています。

議 長 ほかにございませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第 15、第 16 については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。

第 17「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第 17「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」

被相続人について、住所は宮下町、耕作面積は 8,517 m<sup>2</sup>。相続開始年月日は平成 30 年 9 月 24 日。

相続人について、住所は宮下町、年齢 83 歳、被相続人との続柄は「妻」。相続開始前の農耕従事実績有り、農業経営の開始年月日は昭和 43 年 12 月 1 日。

適用を受けようとする農地は宮下町にある土地 7 筆、合計 6,354 m<sup>2</sup>。生産緑地。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員

それではご報告いたします。6 月 12 日、事務局と農地を確認するとともに、願出者とその長男からお話を伺いました。納税猶予の適用を受けようとする生産緑地にはクリのほか、トウモロコシ、ナス、サトイモ、ジャガイモ、カボチャ、ナガネギなどが栽培されていました。また、一部の生産緑地は、2 年程前までウメを栽培していたとのことでしたが、現在は伐採されていました。今後、休耕している畑については、耕うんして野菜を栽培していくとのことでした。収穫したクリや野菜などは、園芸センターや八王子や福生の青果市場へ出荷したり、近所へ配っているとのことでした。願出者は、夫とともに農作業に従事してきました。今後、長男とともに農業経営を続けていくとのことでした。納税猶予を受ける適格者として問題ないかと思えます。報告は以上です。

議 長 質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮り  
します。第 17 については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議 長 異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。  
第 18「生産緑地地区追加指定申請地の農地等の認定について」を議題  
にします。事務局より説明願います。

事務局 第 18「八王子都市計画生産緑地地区内の農地等の認定について」  
平成 31 年度の生産緑地地区の追加指定にあたり、都市計画課案内のもと、  
現地調査を実施。申請のあった 10 件の土地について説明。

議 長 説明は終わりました。質問・意見はありませんか。

農業委員 生産緑地指定における面積要件が緩和されたことで今後、生産緑地指  
定の申請は増えていくのでしょうか。

事務局 昨年は 1 件のみの申請でしたが、今年は 10 件と大幅に増えています。  
その理由の多くが面積要件が緩和されたからということなので、今後  
も申請が増えるのではないかと思われます。

農業委員 給食用の食材は市内と都内産で 30%を占めていただきたいと思っ  
ています。それを達成するのはある程度の農地の数が必要なのでぜひ、  
今後も生産緑地が広がることを期待しています。

議 長 ありがとうございます。ほかにございませんか。ございませんので、  
進行します。お諮りします。第 18 については、これを認定すること  
にご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

ご異議なしと認めます。したがって、認定することに決定しました。  
第 19「農地の権利取得の届出について」を報告します。事務局より報  
告願います。

事務局 第 19「農地の権利取得の届出について」を報告。（1 件）

議長 報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。  
第 20「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第 20「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告。(2 件)

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。  
最後に、追加の案件になります。  
第 21「農地法の適用を受けない土地であることの証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第 21「農地法の適用を受けない土地であることの証明について」  
所有者は 1 名。裏高尾町に在住。  
願出地は裏高尾町にある土地 4 筆。登記地目は畑。面積は 207.14 m<sup>2</sup>。  
市街化調整区域、農振地域外。  
現況地目は原野。現況となった時期は平成 10 年ころ。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いいたします。

農業委員

それではご報告します。6 月 12 日、推進委員及び事務局とともに現地調査を行いました。場所は中央自動車道の南側の急傾斜地で、つづら折りの通路を草や篠をかき分けながら登って行きました。当該地の 1 筆は平らで、以前は何か作っていたようですが、長年耕作された形跡はなく、草や篠が繁茂していました。残念ながら、残りの 3 筆については、踏み込むことができませんでした。いずれも、農地に戻せる状況ではありませんでした。現在、小仏トンネルの周辺では、渋滞緩和のため、車線を増やす工事が計画されているそうです。当該地を含めこの一帯は、法人が地権者から借り受け、工事車両の通り道になると聞いています。報告は以上です。

議 長

質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第 21 については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。

以上で、本総会議題の全日程は終了しました。

ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたします。

八王子市農業委員会会議規則第 11 条の規定により、

第 8 番 菱山 史郎 委員

第 9 番 坂本 真一 委員

を指名します。よろしく申し上げます。

以上をもちまして、平成 31 年度八王子市農業委員会第 3 回総会を閉会します。

《午後 4 時 15 分閉会》